

2026年4月1日 高圧・特別高圧の電気標準約款等の変更に伴う 供給条件の見直し内容について

【電気標準約款〔高圧〕および〔特別高圧〕の変更内容】

項目		見直しの内容
I 総則	1 適用	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域への小売供給は原則不可となるため、供給対象の需要から「離島等」（離島および指定区域）を除くことへ見直しいたします。
	3 定義	<ul style="list-style-type: none"> スポット市場の閉鎖等、スポット市場の価格が存在しない、またはこれによりがたい場合の扱いを規定いたします。 平均市場価格の算定期間が変更となるため、「平均燃料価格の算定期間等」と分けて規定いたします。（平均市場価格は毎月21日～翌月の20日）
II 契約の申込み	6 需給契約の申込み	<ul style="list-style-type: none"> 「当社所定の様式」により申込みしていただくこととしておりますが、WEBによる申込みを踏まえ、「当社所定の様式（電磁的方法を含みます。）」へ変更いたします。
	7 需給契約の成立および契約期間	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間を、「需給契約が成立した日から、原則として、料金適用開始の日が属する年度の末日」までへ見直しいたします。 お客様の需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間は、離島等供給が開始された日の前日までとすることを規定いたします。
III 料金の算定および支払い	18 料金の算定 19 日割計算	<ul style="list-style-type: none"> 供給停止期間中の料金の扱いが見直しとなったことに伴い、算定期間や日割計算における該当部分を削除いたします。
	21 料金その他の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> 債権回収について、債権回収会社に加え、弁護士法人が指定した金融機関等を通じてお支払いいただく場合があることを規定いたします。
VII その他	44 管轄裁判所	<ul style="list-style-type: none"> 需給契約に関する訴訟時の管轄裁判所の扱いを規定いたします。
附 則	4 災害救助法が適用された場合等の特別措置	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法が適用された場合の電気料金その他の供給条件に関する特別措置の内容を規定いたします。
別 表	2 燃料費等調整	<ul style="list-style-type: none"> 燃料費調整単価の算定に用いる基準燃料価格ならびに基準単価、換算係数を見直しいたします。 市場価格調整単価の算定に用いる基準市場価格ならびに市場基準単価を見直しいたします。また、市場価格の算定期間もあわせて見直しいたします。 燃料費等調整単価等の算定にかかわる基準単価等の値を変更する場合には、あらかじめお知らせすることを規定いたします。

【電気供給実施要綱〔高圧〕および〔特別高圧〕の変更内容】

項目		見直しの内容
本 則	適用条件	<ul style="list-style-type: none"> 電気標準約款と同様に、指定区域への小売供給は原則不可となるため、供給対象の需要から「離島等」（離島および指定区域）を除くことへ見直しいたします。
	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間を、「需給契約が成立した日から、原則として、料金適用開始の日が属する年度の末日」までへ見直しいたします。
	料金	<ul style="list-style-type: none"> 電力量料金を変更いたします。
附 則	実施期日	<ul style="list-style-type: none"> 実施日を2026年4月1日に変更いたします。
	この実施要綱の実施にともなう切替措置	<ul style="list-style-type: none"> この実施要綱実施の際現に当該メニューの適用を受けている場合には、4月1日以降の計量期間等の始期より、この実施要綱の料金を適用することとし、それ以前の料金は、変更前の実施要綱の料金を適用することを規定いたします。
別 表	燃料費等調整	<ul style="list-style-type: none"> 燃料費等調整の算定に必要となる、基準単価ならびに市場基準単価、離島基準単価の値を規定いたします。

【自家発補給電力Bの変更内容】

項目		見直しの内容
本 則	電気の使用	<ul style="list-style-type: none"> 至近の需給状況を踏まえ、発電設備の定期検査または定期補修は、「できる限り夏期をさけて実施していただく」という記載を削除いたします。

以上